



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例……………(企画法制課)……5
- 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………(税務課)……5
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……7

### 規則

- 大和高田市市民交流センター条例の一部の施行期日を定める規則……………(自治振興課)……7

### 告示

- 平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)等の要領の公表…(財政課)……8
- 大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱……………(地域包括支援課)……13
- 大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示……………(保育課)……14
- 大和高田市生活習慣改善事業実施要綱……………(健康増進課)……15
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表……………(市民課)……16
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……18
- 公示送達……………(収納対策室)……18
- 電子公印の使用……………(財産管理課)……18
- 公示送達……………(収納対策室)……19
- 5月市議会臨時会の招集……………(財政課)……19
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……19

### 公告

- 片塩中学校プール改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……20
- 高田西中学校消火設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……23
- 大和高田市総合公園園路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……25
- 大和高田市消防第5分団車庫兼詰所新築工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……28
- 天満診療所耐震診断業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……30
- 吊天井改修工事設計業務委託(高田商業高等学校競技場)に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……33
- 平成28年度庁用バス運行业務委託に関する入札公告の内容の一部訂正……………( )……36
- 大和高田市本庁舎電話交換業務に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……36
- 大和高田市立病院電話交換業務に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……39
- 文化会館展示ホール及びレセプションホール改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……41
- 片塩中学校給食棟新築工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………( )……43

○高田中学校給食棟・エレベーター棟新築工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告	(契約監理室)	46
○高田西中学校給食棟新築工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告	( 〃 )	49
<b>教育委員会</b>		
○生徒派遣費補助要綱の一部を改正する告示	(学校教育課)	52
○大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示	(商業高校事務管理課)	53
○スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示	(体育振興課)	53
○教育委員会4月定例委員会の招集	(教育総務課)	54
<b>選挙管理委員会</b>		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	54
○選挙管理委員会の招集	( 〃 )	55
<b>農業委員会</b>		
○農業委員会5月定例委員会の招集	(農業委員会)	55
<b>公営事業</b>		
○指定給水装置工事事業者の指定	(水道総務課)	55
○配水場維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	56
○水道庁舎耐震改修及び大規模改修工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告	( 〃 )	59

公布された条例のあらまし

**◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 改正の理由  
行政不服審査法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例中、大和高田市固定資産評価審査委員会条例に係る規定について所要の整備を行います。
- 3 施行期日 公布の日

**◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例**

- 1 改正の理由  
地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものです。
- 2 改正の内容  
第1条 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正
  - ① 独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合する独立行政法人労働者健康福祉機構について、独立行政法人労働者健康安全機構への改組後も現行と同様の非課税措置を講ずるものとします。（第53条の2及び第53条の6関係）
  - ② 地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（通称：わがまち特例）が導入され、固定資産税等の減額特例措置について地方自治体が減額の割合を地方税法で定める上限及び下限の範囲内において決定できるようになったことに伴い、当該減額の特例措置に係る割合を下記のとおり条例で規定することとします。（附則第10条の2の第6項から第10項まで及び第13項並びに附則第18条の16関係）

＜固定資産税＞

特例対象	改正前	改正後	条例
再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）	2/3	わがまち特例を導入 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合	2/3
再生可能エネルギー発電設備（風力発電設備）	2/3	わがまち特例を導入 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合	2/3
再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備）	1/2	わがまち特例を導入 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合	1/2
再生可能エネルギー発電設備（地熱発電設備）	2/3	わがまち特例を導入 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合	1/2
再生可能エネルギー発電設備（バイオマス発電設備）	2/3	わがまち特例を導入 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合	1/2

＜固定資産税、都市計画税＞

特例対象	改正前	改正後	条例
都市再生特別措置法に基づき認定誘導事業者が整備した公共	4/5	わがまち特例を導入 4/5を参酌して7/10以上9/10以下で市町村の条例で定める割合	4/5

施設等			
-----	--	--	--

③ その他所要の規定の整備を行います。

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正

① 所要の規定の整備を行います。

3 施行期日 平成28年4月1日

---

**◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るため、保険税軽減基準額の引上げを行うものです。

2 改正の内容

5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るため、保険税軽減基準額の引上げを行います。(第21条関係)

3 施行期日 平成28年4月1日

**条 例****条例第26号**

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4章中第13条を第15条とする改正規定を次のように改める。

第4章中第13条を第15条とする。

第11条第1項中「前3条」を「第8条から第10条まで」に改める。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**条例第27号**

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例  
(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第53条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第53条の6中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第128条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第8項を第14項とし、第7項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2第6項を第11項とし、第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定め

る割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第18条の15の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

第18条の16 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第19条から第23条まで及び第25条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第28条中「若しくは第37項」を「、第37項、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第10項の表第7項の表以外の部分の項、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項及び同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。  
(都市計画税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第18条の16の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

## 条例第28号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 規 則

## 規則第12号

大和高田市市民交流センター条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市市民交流センター条例の一部の施行期日を定める規則

大和高田市市民交流センター条例(平成27年条例第26号。以下「条例」という。)附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 条例第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第8号の規定 平成28年4月24日
- (2) 条例第3条第1項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定 平成28年5月1日

## 告 示

## 告示第28号の2

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

2 平成27年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)専決処分

平成27年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,084,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。



## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		108,000	8,000	116,000
	1. 地方揮発油譲与税	34,000	1,200	35,200
	2. 自動車重量譲与税	74,000	6,800	80,800
3. 利子割交付金		18,000	300	18,300
	1. 利子割交付金	18,000	300	18,300
4. 配当割交付金		70,000	6,900	76,900
	1. 配当割交付金	70,000	6,900	76,900
5. 株式等譲渡所得割交付金		24,000	48,300	72,300
	1. 株式等譲渡所得割交付金	24,000	48,300	72,300
6. 地方消費税交付金		830,000	240,100	1,070,100
	1. 地方消費税交付金	830,000	240,100	1,070,100
7. 自動車取得税交付金		24,000	2,500	26,500
	1. 自動車取得税交付金	24,000	2,500	26,500
9. 地方交付税		7,156,961	97,500	7,254,461
	1. 地方交付税	7,156,961	97,500	7,254,461
13. 国庫支出金		4,850,715	△110,900	4,739,815
	1. 国庫負担金	3,741,448	△30,400	3,711,048
	2. 国庫補助金	1,014,678	△80,500	934,178
14. 県支出金		1,480,853	△22,500	1,458,353
	1. 県負担金	1,057,763	△8,500	1,049,263
	2. 県補助金	315,776	△14,000	301,776
16. 寄附金		10,252	70	10,322
	1. 寄附金	10,252	70	10,322
18. 繰越金		130,175	300,000	430,175
	1. 繰越金	130,175	300,000	430,175
20. 市債		2,107,100	△49,600	2,057,500

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 市債	2,107,100	△49,600	2,057,500
補正されなかった科目に係る額		7,753,592	0	7,753,592
歳入合計		24,563,648	520,670	25,084,318

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,297,273	757,917	3,055,190
	1. 総務管理費	1,702,914	774,017	2,476,931
	3. 戸籍住民基本台帳費	140,690	△16,100	124,590
3. 民生費		10,828,283	△142,047	10,686,236
	1. 社会福祉費	5,213,272	△91,600	5,121,672
	2. 児童福祉費	2,940,554	△50,565	2,889,989
	3. 生活保護費	2,674,153	118	2,674,271
4. 衛生費		2,784,308	△6,000	2,778,308
	2. 清掃費	1,804,581	△6,000	1,798,581
6. 農林水産業費		175,310	△19,600	155,710
	1. 農業費	175,310	△19,600	155,710
7. 商工費		103,988	△12,000	91,988
	1. 商工費	103,988	△12,000	91,988
8. 土木費		2,120,515	△28,600	2,091,915
	2. 道路橋りょう費	210,695	△38,600	172,095
	4. 都市計画費	1,554,455	10,000	1,564,455
10. 教育費		2,171,191	△29,000	2,142,191
	2. 小学校費	356,188	△12,500	343,688
	7. 保健体育費	321,619	△16,500	305,119
補正されなかった科目に係る額		4,082,780	0	4,082,780
歳出合計		24,563,648	520,670	25,084,318

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	通学路整備事業	8,479

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設改良事業	千円 32,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 16,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校給食施設整備事業	45,600	〃	〃	〃	11,700	〃	〃	〃

平成27年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決処分

平成27年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,446千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,232,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		365,935	△10,046	355,889
	1. 使用料	365,935	△10,046	355,889
4. 繰入金		658,250	10,000	668,250
	1. 一般会計繰入金	658,250	10,000	668,250
7. 市債		1,026,500	△15,400	1,011,100
	1. 市債	1,026,500	△15,400	1,011,100
補正されなかった科目に係る額		196,811	0	196,811
歳入合計		2,247,496	△15,446	2,232,050

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,077,914	△15,446	1,062,468
	1. 下水道事業費	1,077,914	△15,446	1,062,468
補正されなかった科目に係る額		1,169,582	0	1,169,582
歳出合計		2,247,496	△15,446	2,232,050

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 644,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 628,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

**告示第31号**

大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、大和高田市とする。ただし、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の67の規定により市が適当と認めた者に対し、当該事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 市長は、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の配置
- (2) 大和高田市生活支援体制整備協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営  
(コーディネーター)

第4条 コーディネーターは、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 資源開発
  - ア 地域におけるサービス及び支援の創出
  - イ サービス及び支援の担い手の養成
  - ウ 高齢者等が担い手として活動する場の確保
- (2) ネットワークの構築
  - ア 関係者間の情報共有
  - イ サービス提供主体間の連携体制づくり
- (3) 地域の支援ニーズとサービス提供主体における活動のマッチング
- (4) 前3号に掲げるもののほか、多様な主体による多様な取組に関するコーディネート

2 コーディネーターは、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体とのコーディネート機能を適切に担うことのできる者で、かつ、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点及び公平中立的な視点並びに地域の市民活動への理解を有するものうちから市長が委嘱する。

3 コーディネーターの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の設置)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- (2) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握に関すること。
- (3) 情報の可視化の推進に関すること。
- (4) 企画、立案及び方針の協議に関すること。
- (5) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (6) 多様な主体間との情報交換及び働きかけに関すること。

(協議会の組織)

第6条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域包括支援センターの職員
- (2) 行政機関担当者
- (3) コーディネーター
- (4) 在宅介護支援センターの職員
- (5) NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁団体、協同組合、民間企業、ボランティア団体、シルバー人材センター等の地域の関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者  
(協議会の委員の任期)

第7条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第8条 コーディネーター及び協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健部地域包括支援課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

### 告示第32号

大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱(平成26年告示第146号)の一部を次のように改正する。

題名中「・病後児」を削る。

第1条中「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(別添3)」を「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(別紙)」に改め、「・病後児」を削り、「病気のために児童の集団保育が困難であり、かつ、保護者がやむを得ない事情により家庭で保育ができない場合、その児童を一時的に預かる事業」を「保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものを一時的に保育する事業」に改める。

第2条を次のように改める。

(実施施設)

第2条 市長は、病児保育事業の実施を国の要綱に定める基準を満たし、適切な処置が確保される施設として市長が認める施設(以下「実施施設」という。)の長に委託することができる。

第3条中「・病後児」を削る。

第4条中「・病後児」を削り、「児童は」の次に「、大和高田市又は大和高田市長と病児保育事業利用協定を締結した市町村に住所を有する児童であって」を加え、「いずれにも」を「いずれかに」に改め、「で、市長と協議の上実施施設の長が定めるもの」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 病児対応型 医療機関による入院治療を要せず、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により

家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童

(2) 病後児対応型 医療機関による入院治療を要しない病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童

第5条の見出し並びに同条第1項及び第6項並びに第6条中「・病後児」を削る。

第7条第1項中「・病後児」を削り、「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「・病後児」を削り、「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「・病後児」を削り、「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

第10条第1項第2号中「・病後児」を削り、「6月」を「8月」に、「7月」を「9月」に改め、同条第2項中「・病後児」を削り、「様式第6号」を「様式第4号」に改める。

第11条中「・病後児」を削り、「様式第7号」を「様式第5号」に、「様式第8号」を「様式第6号」に、「様式第9号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「・病後児」を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「・病後児」を削り、「利用する事業に☑」を「利用する類型に☑」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「・病後児」を削り、「利用する事業名(該当する事業に☑)」を「利用する事業類型(該当する類型に☑)」に、「☐ 病児保育 ☐ 病後児保育」を「☐ 病児対応型 ☐ 病後児対応型」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第5号中「・病後児」を削り、「利用する事業名」を「利用する事業類型」に、「☐ 病児保育 ☐ 病後児保育」を「☐ 病児対応型 ☐ 病後児対応型」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「・病後児」を削り、「利用する事業名」を「利用する事業類型」に、「☐ 病児保育 ☐ 病後児保育」を「☐ 病児対応型 ☐ 病後児対応型」に、「4～6月」を「4～8月」に、「7～3月」を「9～3月」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「・病後児」を削り、

「

3月
年度累

」を

「

3月
年度累計

」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「・病後児」を削り、同様式を様式第6号とする。

様式第9号中「・病後児」を削り、同様式を様式第7号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱様式第3号、様式第4号及び様式第6号の規定によりなされた申請は、改正後の大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱様式第1号、様式第2号及び様式第4号によりなされた申請とみなす。

## 告示第50号の2

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱を次のように定める。

平成28年4月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項の規定に基づく生活習慣改善事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 事業の名称は、健康チャレンジ事業とする。

（実施場所）

第3条 事業は、大和高田市市民交流センター内健康交流スペースにおいて実施する。

（対象者）

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する40歳以上の者とする。

（内容）

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 運動、栄養その他健康に関する相談及び指導
- （2） 健康に関する教室の開催
- （3） 各種健康診査の受診啓発
- （4） 前3号に掲げるもののほか、生活習慣の改善に関し市長が必要と認めること。

（実施日等）

第6条 事業の実施日、実施時間及び申込み方法については、市長が別に定める。

（利用料）

第7条 事業の利用料は、体成分分析器又は骨密度測定装置を使用する場合の実費負担額を除き、無料とする。

2 前項の実費負担額は、1装置1回の使用につき300円とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを免除することができる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月24日から施行する。

告示第51号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年4月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

閲覧者氏名 （法人の場合は名称及び 代表者又は管理者名）	請求事由 （利用目的）の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の 範囲
NHK放送文化研究所	「全国放送サービス 接触動向調査」の調 査対象者を抽出す るため	平成27年4月15日	大字西坊城の 7歳以上の住民
NHK放送文化研究所	「全国個人視聴率調 査」調査対象者抽出 のため	平成27年4月16日	蔵之宮町の 7歳以上の住民



(株)野村総合研究所	「テレビ視聴に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成27年5月20日	永和町の満16歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房 政府広報室	東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成27年5月26日	礪野北町の20歳以上の日本人男女
朝日新聞社 ブランド推進本部	「新聞およびWeb利用に関する総合調査」の調査対象者抽出のため	平成27年6月24日	中今里町の15歳以上の日本人男女
(株)野村総合研究所	「日常生活に関するアンケート」の調査対象者抽出のため	平成27年6月25日	南今里町の満15歳～79歳の日本人男女
(株)時事通信社	「住民意識調査」の調査対象者抽出のため	平成27年7月22日	大字池田の20歳以上の日本人男女
NHK放送文化研究所	「ISSP職業意識に関する国際比較調査」の調査対象者抽出のため	平成27年8月19日	神楽3丁目の満16歳以上の男女
奈良県健康福祉部 健康づくり推進課	「なら健康長寿基礎調査」の調査対象者抽出のため	平成27年8月26日	市内の20歳以上住民
内閣府大臣官房 政府広報室	「消費者行政の推進に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成27年8月20日	大字神楽の20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房 政府広報室	「住生活に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成27年9月16日	春日町1丁目の20歳以上の日本人男女
日本新聞協会	「メディアの接触と評価に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成27年10月8日	神楽2丁目の満15歳～79歳の日本人男女
国土交通省 土地・建設産業局	「土地問題に関する国民の意識調査」の調査対象者を抽出するため	平成27年12月2日	大字市場の20歳以上の日本人男女
日本たばこ産業(株)	「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者抽出のため	平成27年12月15日	幸町の大正15年5月1日～平成8年4月30日生まれの男女
文化庁文化部 国語課長	「国語に関する世論調査」の対象者抽出のため	平成27年12月24日	東中1丁目の16歳以上の日本人男女
総務省情報通信 国際戦略局	「通信利用動向調査」の調査対象者を抽出するため	平成28年1月20日	秋吉、田井、今里川合方、南今里町の20歳以上の男女
生命保険文化センター	「生活保障に関する調査」の調査対象者	平成28年2月17日	礪野北町の満18歳～69歳の日本

	を抽出するため		人男女
日本宝くじ協会	「宝くじに関する世論調査」の調査対象者を抽出するため	平成28年2月18日	儀野町の満18歳以上の日本人男女

**告示第52号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成28年4月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

## 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

## 3. 処分年月日

平成28年8月1日

## 4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間

**告示第53号**

平成27年度国民健康保険税第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年4月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 この通知の発送年月日

平成28年3月24日

## 2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第54号**

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第14条第1項の規定により電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成28年4月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印の名称	市長印
寸法	方20mm
使用する理由	屋外広告物管理システム調整に伴う変更
使用開始年月日	平成28年5月1日
印影	市長印印影

使用する文書

担当課	都市計画課
文書の名称	屋外広告物許可書

### 告示第55号

平成27年度市県民税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年4月27日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日

平成27年11月25日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第56号

平成28年5月9日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

平成28年5月2日

大和高田市長 吉田誠克

記

報第3号 専決処分の報告について

- ・平成27年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）
- ・平成27年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- ・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- ・大和高田市税賦課徴収条例等の一部改正について
- ・大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について

議第48号 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第49号 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

### 告示第57号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年4月5日	5									
平成28年4月19日	6									
平成28年4月20日	21	2								

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成28年4月4日	道路	大和高田市大字池田地内	1	
平成28年4月11日	道路	大和高田市片塩町地内	1	
平成28年4月11日	道路	大和高田市大字根成柿地内	1	
平成28年4月12日	道路	大和高田市大字築山地内	1	
平成28年4月25日	道路	大和高田市曙町地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

**公 告**

公告第34号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩中学校プール改修工事
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内(片塩中学校)
3 工事期間	契約締結日から平成28年6月10日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 防水工事における建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項の審査を受けている者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月11日(月)から平成28年4月15日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月18日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年4月11日(月)から平成28年4月15日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月19日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月20日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月26日(火)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	6,950,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第35号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月8日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田西中学校消火設備改修工事
2 工事場所	大和高田市大字池田地内(高田西中学校)
3 工事期間	契約締結日から平成28年6月30日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 甲種消防設備士第1類の有資格者を自社で有し、そのものを主任技術者として配置できる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加する

	<p>ことができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(3)の条件を満たすことを証する書類(資格証の写し)を提出してください。また、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月11日(月)から平成28年4月15日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月18日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年4月11日(月)から平成28年4月15日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月19日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月20日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>



	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月26日(火) 午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	4,170,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

**公告第36号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園園路整備工事
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年7月29日(金)まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月20日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月21日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月26日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証	<p>免除します。</p>

金	
17 最低制限 基準比較価 格	6,020,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第37号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田市消防第5分団車庫兼詰所新築工事設計業務委託
2 業務対象場 所	大和高田市磯野地内
3 履行期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資 格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中(落札した時点から完了検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参 加資格確認の 申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに

	<p>に、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月20日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月21日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年4月26日(火) 午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	2,160,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第38号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	天満診療所耐震診断業務委託
2 業務対象場所	大和高田市吉井地内(天満診療所)
3 履行期間	契約締結日から平成28年9月30日(金)まで

4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(10) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(11) (8)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(12) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中(落札した時点から完了検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(13) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)の要件を満たすことを証するものとして主任担当技術者の構造一級建築士証の写しと、5(11)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月20日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月21日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参</p>



	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年4月26日(火) 午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,080,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第39号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月11日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	吊天井改修工事設計業務委託(高田商業高等学校競技場)
2 業務対象場所	大和高田市材木町地内(高田商業高等学校)
3 履行期間	契約締結日から平成28年5月31日(火)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に

	<p>よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中(落札した時点から完了検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年4月12日(火)から平成28年4月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月20日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月21日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月26日(火)午前10時50分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>480,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開</p>

札を中止します。  
 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。  
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

#### 公告第40号

下記1の公告した入札業務について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

平成28年4月15日

大和高田市長 吉田誠克

記

##### 1 対象業務

公告日 平成28年4月4日

公告番号 公告第32号

業務名 平成28年度庁用バス運行業務委託

##### 2 訂正内容

<訂正後>

##### 4 入札参加資格要件

(5) 一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。

##### 5 競争入札参加資格確認の申請(2) 必要書類

(2) 必要書類

一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送業の免許状の写し

(4) 申請期間

平成28年4月4日(月)から平成28年4月19日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

##### 6 競争入札参加資格の確認通知

競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により随時通知します。

(1) 競争入札参加資格を認めた場合の通知

参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

(2) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知

参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。

##### 7 質疑等

(1) 質疑期限

平成28年4月22日(金)午後5時

(3) 回答期限

平成28年4月25日(月)午後5時。回答は、原則、質問者に対してのみ行います。

以上

#### 公告第41号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年4月15日

大和高田市長 吉田誠克

##### 1. 入札に付する事項

(1) 業務名称 大和高田市本庁舎電話交換業務

- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 契約期間 平成28年6月1日から平成31年5月31日まで
- (4) 業務場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所3階電話交換室

## 2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市において「建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格(警備業務)」又は「物品購入等競争入札参加資格(役務の提供業務代行)」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (6) プライバシーマーク(略称:Pマーク)の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム(略称:ISMS)適合性評価制度の認証を受けた者であること。

## 3. 仕様書その他提出書類の取得

平成28年4月15日から市のホームページで取得可能です。また、大和高田市契約監理室でもお渡しできます。(郵送不可)

## 4. 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関する質問
  - ①質問先 大和高田市契約監理室
  - ②質問期限 平成28年4月27日(水)午後5時
  - ③質問方法 FAXのみ (0745)49-0053
- (2) 質問に対する回答
  - ①回答期限 平成28年4月28日(木)午後5時
  - ②回答方法 FAXにて質問者に回答します。

## 5. 入札参加資格確認申請書提出について

- (1) 提出方法 持参のみ。申請書に受領印を押印し、その写しをお渡しします。
- (2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階契約監理室
- (3) 受付期間 平成28年4月18日(月)から平成28年4月25日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

## 6. 入札参加資格確認結果通知日

申請書提出日から2日以内に郵送により通知します。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

## 7. 入札を執行する場所及び日時等

- (1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室
- (2) 入札日時 平成28年5月11日(水)午前10時30分
- (3) 必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書(又はその写し)を提示

しなければならない。

#### 8. 送付等による入札の可否

郵送、電信その他持参以外のものは認めない。

#### 9. 最低制限価格

最低制限基準比較価格は、14,300,000円(消費税等抜)とし、当該最低制限基準比較価格に「くじ」により設定した100.00%から103.99%までの数値を乗じて得た額を税抜き最低制限価格(最低制限比較価格)とします。

#### 10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 免除とする。

#### 11. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵送等による入札
- (3) 入札書に入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札の全て
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

#### 12. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、税抜き予定価格(入札比較価格)及び税抜き最低制限価格(最低制限比較価格)の制限の範囲内で最廉価格をもって入札した業者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。
- (3) 入札は、1回限りとします。

#### 13. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

#### 14. その他必要な事項

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税等を含む額)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること(1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)
- (3) 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

#### 15. この入札公告に関する担当部署

大和高田市環境建設部契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

TEL 0745-22-1101(内線670、673)

FAX 0745-49-0053

**公告第42号**

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年4月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

**1. 入札に付する事項**

- (1) 業務名称 大和高田市立病院電話交換業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 契約期間 平成28年6月1日から平成31年5月31日まで
- (4) 業務場所 奈良県大和高田市磯野北町1番1号  
大和高田市立病院東館1階電話交換室

**2. 入札参加資格に関する事項**

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市において「建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格(警備業務)」又は「物品購入等競争入札参加資格(役務の提供業務代行)」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (6) プライバシーマーク(略称:Pマーク)の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム(略称:ISMS)適合性評価制度の認証を受けた者であること。

**3. 仕様書その他提出書類の取得**

平成28年4月15日から市のホームページで取得可能です。また、大和高田市契約監理室でもお渡しできます。(郵送不可)

**4. 仕様書等に関する質問及び回答**

- (1) 仕様書等に関する質問
  - ①質問先 大和高田市契約監理室
  - ②質問期限 平成28年4月27日(水)午後5時
  - ③質問方法 FAXのみ (0745)49-0053
- (2) 質問に対する回答
  - ①回答期限 平成28年4月28日(木)午後5時
  - ②回答方法 FAXにて質問者に回答します。

**5. 入札参加資格確認申請書提出について**

- (1) 提出方法 持参のみ。申請書に受領印を押印し、その写しをお渡しします。
- (2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階契約監理室
- (3) 受付期間 平成28年4月18日(月)から平成28年4月25日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

#### 6. 入札参加資格確認結果通知

申請書提出日から2日以内に郵送により通知します。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

#### 7. 入札を執行する場所及び日時等

(1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室

(2) 入札日時 平成28年5月11日(水)午前10時40分

(3) 必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書(又はその写し)を提示しなければならない。

#### 8. 送付等による入札の可否

郵送、電信その他の持参以外のものは認めない。

#### 9. 最低制限価格

最低制限基準比較価格は、13,600,000円(消費税等抜)とし、当該最低制限基準比較価格に「くじ」により設定した100.00%から103.99%までの数値を乗じて得た額を税抜き最低制限価格(最低制限比較価格)とします。

#### 10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約保証金 免除とする。

#### 11. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵送等による入札

(3) 入札書に入札者の記名押印を欠く入札

(4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札の全て

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

#### 12. 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、税抜き予定価格(入札比較価格)及び税抜き最低制限価格(最低制限比較価格)の制限の範囲内で最廉価格をもって入札した業者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。

(3) 入札は、1回限りとします。

#### 13. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

#### 14. その他必要な事項

(1) 詳細は、仕様書による。

(2) 入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税等を含む額)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること(1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)

(3) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。



(5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

15. この入札公告に関する担当部署

大和高田市環境建設部契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

TEL 745-22-1101（内線670、673）

FAX 0745-49-0053

公告第43号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工 事 名	文化会館展示ホール及びレセプションホール改修工事
2 工事場所	大和高田市本郷町地内（大和高田市文化会館）
3 工事期間	契約締結日から平成29年3月21日（火）まで 現場立入可能期間に制限有り。詳細は、入札説明書（仕様書）を参照ください。
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、A、B及びC等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のA、B及びC等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申

	<p>請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月16日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年5月17日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月16日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年5月18日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年5月19日(木)午後5時 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成28年5月23日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p>

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年5月24日(火) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	12,010,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第44号**

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩中学校給食棟新築工事
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内(片塩中学校)
3 工事期間	本契約成立日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	<p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年5月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間</p>

配布	<p>平成28年5月2日(月)から平成28年5月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年5月25日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年5月26日(木)午後5時 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年5月30日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年5月31日(火)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡します。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	105,740,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

#### 公告第45号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田中学校給食棟・エレベーター棟新築工事
2 工事場所	大和高田市大中東町地内(高田中学校)
3 工事期間	本契約成立日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 代表者及び構成員は次の要件を全て満たしている者とする。</p> <p>(ア) 代表者</p> <p>① 本店、支店又は営業所を奈良県内に有すること。</p> <p>② 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>③ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(平成28年6月15日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成28年6月15日から配置できる者とする。</p> <p>(イ) 構成員</p> <p>① 本店を大和高田市内に有すること。</p>

	<p>② 大和高田市における建築一式工事の平成27年度格付け等級がA級又はB級であること。</p> <p>③ 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者(平成28年6月15日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成28年6月15日から配置できる者とする。</p> <p>(3) 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分の3以上とする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(JV用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、特定建設工事共同企業体協定書と5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(2)(ア)②の要件を満たすことを証するものとして経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年5月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年5月25日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年5月26日(木)午後5時 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年5月30日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年5月31日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>



14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5の(2)(ア)③及び同(2)(イ)③に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡します。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
19 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
20 最低制限基準比較価格	168,660,000円(消費税等抜き)
21 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
23 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第46号**

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月28日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田西中学校給食棟新築工事
2 工事場所	大和高田市大字池田地内(高田西中学校)
3 工事期間	本契約成立日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 代表者及び構成員は次の要件を全て満たしている者とする。 (ア) 代表者 ① 本店、支店又は営業所を奈良県内に有すること。

	<p>② 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>③ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(平成28年6月15日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成28年6月15日から配置できる者とする。</p> <p>(イ) 構成員</p> <p>① 本店を大和高田市内に有すること。</p> <p>② 大和高田市における建築一式工事の平成27年度格付け等級がA級又はB級であること。</p> <p>③ 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者(平成28年6月15日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成28年6月15日から配置できる者とする。</p> <p>(3) 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分の3以上とする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(JV用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、特定建設工事共同企業体協定書と5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(2)(ア)②の要件を満たすことを証するものとして経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所</p>

	大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成28年5月18日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室 (4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 平成28年5月25日(水)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年5月26日(木)午後5時 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者全てに行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年5月30日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参

	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年5月31日(火) 午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5の(2)(ア)③及び同(2)(イ)③に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡します。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
19 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
20 最低制限基準比較価格	160,090,000円(消費税等抜き)
21 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
23 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第9号

生徒派遣費補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤昌子

生徒派遣費補助要綱の一部を改正する告示

生徒派遣費補助要綱(平成14年教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 公益財団法人日本オリンピック委員会が主催するジュニアオリンピック競技会

第5条第1項ただし書き中「全国大会」を「第2条第1号及び第2号の大会並びに同条第4号の大会のうち全国大会」に改め、「近畿大会」を「同条第3号の大会及び同条第4号の大会のうち近畿大会」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**教育委員会告示第10号**

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤 昌子

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱(平成14年教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「春の」を「高等学校」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**教育委員会告示第11号**

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤 昌子

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱(平成14年教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は国際大会」を削り、同条に次の2号を加える。

(4) アジア大会及び世界大会

(5) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、出場する大会が教育委員会の他の派遣費補助の対象となる場合は、この告示による補助の対象者としなない。

第6条第3項中「及び同条第3号の全国大会のうち国民体育大会」を「、同条第3号の全国大会のうち国民体育大会及び同条第5号のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会」に、「出場者」を「出場」に改める。

別表中

「

第2条第2号に該当する大会	個人	選手・役員1人	3,000円以内
	団体	1団体	60,000円以内

第2条第3号に該当する大会	国民体育大会 国際大会	個人	選手・役員1人 9,000円以内 ただし、高田商業高等学校の者のうち市外在住者は、2分の1の額以内とする。
	上記以外の大会	個人	選手・役員1人 9,000円以内
		団体	1団体 180,000円以内

」を

「

第2条第2号に該当する大会		個人	選手・役員1人 5,000円以内
		団体	1団体 100,000円以内
第2条第3号に該当する大会	国民体育大会	個人	選手・役員1人 10,000円以内 ただし、高田商業高等学校の者のうち市外在住者は、2分の1の額以内とする。
	上記以外の大会	個人	選手・役員1人 10,000円以内
		団体	1団体 200,000円以内
第2条第4号に該当する大会	アジア大会	個人	選手・役員1人 30,000円以内
	世界大会	個人	選手・役員1人 50,000円以内
第2条第5号に該当する大会	オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会	個人	選手・役員1人 100,000円以内

」に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後のスポーツ大会出場者派遣費補助要綱の規定は、この告示の施行の日以後に出場決定した大会の申請に係る補助金について適用し、同日前に出場決定した大会の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

教育委員会告示第12号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年4月4日

大和高田市教育委員会

教育長 早川 博

記

日 時 平成28年4月7日(木)午後4時30分

場 所 さざんかホール4階会議室

議 案 第1号 平成28年大和高田スカウト運動育成協会感謝状授与について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

**選挙管理委員会**

選挙管理委員会告示第6号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年4月8日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日時 平成28年4月15日(金) 午前9時
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所3階東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

#### 選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年5月6日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日時 平成28年5月13日(金) 午前10時
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所3階東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

### 農業委員会

#### 農業委員会告示第4号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年4月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮義

記

- 日時 平成28年5月11日(水) 午後3時
- 場所 市役所3階東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件  
第2号 農地法第4条規定による申請の件  
第3号 農地法第18条第6項規定による通知の件  
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  
第5号 その他

### 公営企業

#### 水道事業告示第6号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成28年5月1日

業者名	代表者名	所在地
中央設備	樫平 隆明	奈良県奈良市八条町394番地の1

水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

**水道事業公告第4号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月20日

水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	配水場維持管理業務委託
2 業務場所	大和高田市大東、天満、陵西各配水場
3 履行期間	平成28年6月1日から平成31年5月31日まで
4 業務内容	「配水場維持管理業務委託」仕様書・特記仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建物管理等業務(上下水道施設保守)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設において、平成18年4月1日以降に2年以上の期間にわたり、地方公共団体が発注した2件以上の維持管理及び運転管理業務を元請けで履行実績(複数の実績を有し、そのうち1件は、年間平均10,000 m<sup>3</sup>/日以上の水道施設における実績であること。)を有する者であること。</p> <p>(3) 次のア～キまでに掲げる有資格者及び実務経験者を雇用していること。ただし、有資格者及び実務経験者は、それぞれ兼ねることができるものとする。</p> <p>ア 受託水道業務技術管理者</p> <p>イ 電気主任技術者(第三種免状以上)</p> <p>ウ 水道施設管理技士(浄水施設)</p> <p>エ 水質基準並びに水質に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者</p> <p>オ 機械設備に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者</p> <p>カ 技術士(上下水道部門)</p> <p>キ 環境計量士(濃度関係)</p> <p>(4) 「配水場維持管理業務委託」仕様書の第5条及び第7条に示す有資格者及び有実績者を業務に配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>



<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア 5の(2)を証する実績書(任意様式)及び該当業務の契約書の写し</p> <p>イ 5の(3)に掲げる有資格者の資格証の写し及び有実績者の実績証明書(任意様式)</p> <p>ウ 5の(4)に掲げる業務総括責任者、副総括責任者及び業務従事者の配置予定者名簿(任意様式)。配置予定者名簿に記載の者の資格証の写し及び実績証明書(任意様式)</p> <p>エ 5の(8)に係る暴力団排除に関する誓約書(本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月21日(木)から平成28年5月10日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年5月11日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年5月18日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年5月19日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

出方法	<p>(1) 期限 平成28年5月23日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は、無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	<p>入札保証金は、次のとおり納付してください。</p> <p>(1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、8,000,000円とします。</p> <p>(2) 納付の方法 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。詳細は、競争入札参加資格の確認通知とともに説明書を送付します。</p> <p>(3) 納付期限 平成28年5月23日(月)午後3時</p>
12 入札保証金の還付等	<p>落札されなかった者が納付した入札保証金は、利息を付さずに返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。</p> <p>なお、落札者が本契約を締結しないときは、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年5月24日(火)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、水道総務課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	契約保証金は、入札保証金を充当するものとします。
17 契約保証金の還付等	契約保証金は、本件契約期間が満了したときに、受託者(落札者)の請求に基づき利息を付さずに返還します。なお、受託者(落札者)が本契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
18 最低制限基準比較価格	57,090,000円(消費税等抜き)
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開</p>

	<p>札を中止します。                  (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
<p><b>水道事業公告第5号</b>                  次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。                  平成28年4月28日  <div style="text-align: right;">水道事業管理者 大和高田市長 吉田誠克</div></p>	
<p>1 工事名</p>	<p>水道庁舎耐震改修及び大規模改修工事</p>
<p>2 工事場所</p>	<p>大和高田市大東町地内（水道庁舎）</p>
<p>3 工事期間</p>	<p>本契約成立日から平成29年2月28日（火）まで</p>
<p>4 工事内容</p>	<p>入札説明書（仕様書）のとおりに</p>
<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。                  (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。                  (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。                  (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。                  (4) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。                  (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。                  (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。                  (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。                  (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。                  (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。                  (2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。                  (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。                  (4) 受付期間                  平成28年5月2日（月）から平成28年5月17日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年5月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年5月2日(月)から平成28年5月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年5月25日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年5月26日(木)午後5時 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年5月30日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜き金額</p>

	で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年5月31日(火) 午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	100,320,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。